

令和 3 年 9 月

第 5 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和3年9月第5回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第58号	令和3年度 人吉市一般会計補正予算（第5号）
議第59号	令和3年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
議第60号	令和3年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
議第61号	令和3年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第62号	令和3年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第63号	令和3年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
議第64号	令和3年度 人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算 (第1号)
議第65号	令和2年度 人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
議第66号	令和2年度 人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分 及び決算の認定について
議第67号	行政手続における押印の見直し等に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について
議第68号	人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
議第69号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
議第70号	人吉市市政功労者選考委員会設置条例の制定について
議第71号	人吉市市民プール検討委員会設置条例の制定について
議第72号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議第73号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例の制定について
議第74号	人吉市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例 の制定について
議第75号	人吉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する

- 議第 76 号 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 77 号 損害の賠償について
- 報第 13 号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分
の報告について
- 報第 14 号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分
の報告について

- 議第67号 行政手続における押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第68号 人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第69号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第70号 人吉市市政功労者選考委員会設置条例の制定について
- 議第71号 人吉市市民プール検討委員会設置条例の制定について
- 議第72号 人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第73号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第74号 人吉市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
- 議第75号 人吉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第76号 人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和3年9月7日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第67号

行政手続における押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する
条例

(人吉市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 人吉市固定資産評価審査委員会条例（昭和34年人吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「正副2通」を削り、同条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第6条第1項中「副本」を「写し」に改め、「正副2通の」を削り、同条第3項及び第4項中「副本」を「写し」に改める。

第7条第3項中「押印」を削る。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「押印」を削る。

第9条第2項中「押印」を削る。

第12条第2項中「、押印」を削る。

(人吉市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 人吉市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年人吉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員については、人吉市教育委員会とする。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名してからでなければその職務を行ってはならない」を「を任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員については、人吉市教育委員会とする。以下同じ。）に提出しなければならない」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による宣誓書の提出は、職員がその職務に従事する前にするものとする。ただし、天災その他任命権者が定める理由がある場合において、職員が同項の規定による宣誓書の提出をしないでその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかにすれば足りる。

別記様式中「印」を削る。

(人吉市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 人吉市火入れに関する条例（昭和59年人吉市条例第22号）
の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削り、「部落有林」を「共有林」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

（提案理由）

行政手続における押印の見直し等に伴い、関係条例を改正するものである。

議第68号

人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

人吉市個人情報の保護に関する条例（平成14年人吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第24条の2中「総務大臣及び番号法第19条第7号」を「内閣総理大臣及び番号法第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第69号

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年人吉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9号」を「第11号」に改める。

第5条第1項中「第10号」を「第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第70号

人吉市市政功労者選考委員会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、人吉市市政功労者（以下「市政功労者」という。）の選考に関する附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、人吉市市政功労者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、市政功労者に関する次に掲げる事項について審議し、市政功労者を市長へ推薦するものとする。

- (1) 市政功労者の選考及び審査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市政功労者の推薦に必要な事項

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中健康で笑顔あふれる市民栄誉賞候補者選考委員の項の次に次の1項を加える。

人吉市市政功労者選 考委員会	委員長	日額	6,000円
	委員	日額	5,500円

(提案理由)

市政功労者の選考に関し審議する附属機関を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに条例を制定するものである。

人吉市市民プール検討委員会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、人吉市市民プール（以下「市民プール」という。）の存廃等に関する検討する附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、人吉市市民プール検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、これを市長に報告する。

(1) 市民プールの存廃に関すること。

(2) その他市民プールに関し、人吉市教育委員会が必要と認める事項
(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中指定文化財等保存活用専門会議委員の項の次に次の1項を加える。

人吉市市民プール 検討委員会	委員長	日額	6,000円
	委員	日額	5,500円

(提案理由)

市民プールの存廃等に関し検討する附属機関を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに条例を制定するものである。

議第72号

人吉市手数料条例の一部を改正する条例

人吉市手数料条例（平成12年人吉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項から35の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正され、個人番号カードの再交付事務の主体が地方公共団体情報システム機構に改められたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第73号

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年人吉市条例
第23号）の一部を次のように改正する。

附則中「9月30日」を「12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

人吉市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の適用を受けて本市が実施する農地及び農業用施設の災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により徴収する分担金について必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第2条 分担金は、市長が災害復旧事業の施行により特に利益を受けると認める者（以下「分担金納入義務者」という。）から徴収する。

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、年度毎に人吉市が施行する災害復旧事業に要する費用の額から、当該事業に対し人吉市が交付を受ける国又は県の補助金を差し引いて得た額を超えない範囲において市長が定める。

(分担金の徴収基準)

第4条 分担金納入義務者の分担割合は、災害復旧事業の施行によって受ける利益の度合いに応じて市長が定める。

(分担金の徴収方法)

第5条 市長は、納入通知書により指定期日までに分担金を徴収する。

(準用)

第6条 分担金の徴収については、この条例に定めるもののほか、人吉市税条例（昭和29年人吉市条例第13号）の規定を準用する。

(分担金の減免等)

第7条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるとときは、分担金を減免することができる。

(分担金の徴収猶予)

第8条 市長は、災害その他特別の理由により分担金を納付することが困難であると認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。

2 前項の規定により徴収を猶予した場合の分担金の納期限は、市長が別に定める。

(延滞金の徴収)

第9条 延滞金の徴収については、人吉市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和36年人吉市条例第31号）の規定を適用する。

2 前項において、前条第1項の規定により分担金の徴収を猶予された期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地及び農業用施設災害復旧事業に要する費用の一部に関し、受益者から徴収する分担金等について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

議第 75 号

人吉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年人吉市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

条例に引用されている省令の題名が改められたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第76号

人吉市都市公園条例の一部を改正する条例

人吉市都市公園条例（昭和48年人吉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

シャワー	1回につき 20円
------	-----------

」 を
「

温水シャワー	1回3分につき 100円
--------	--------------

」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

村山公園管理棟トイレ改修工事に伴い温水シャワーを一般の利用に供するため、条例の一部を改正するものである。

損害の賠償について

市は、車両損傷事故に伴う農地への軽油流入事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

令和 3 年 5 月 18 日午前 9 時頃、 の車両が、農道下津留線（東間上町）を走行中、農道横の用水路グレーチングを跳ね上げ、車両下部の燃料タンクが損傷し、燃料の軽油が農地に流入した事故に関し、農地の所有者と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

2,796,200 円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため、当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決が必要である。

報第 13 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

専第 11 号 損害の賠償について
(令和 3 年 8 月 2 日専決)

令和 3 年 9 月 7 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月2日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名

損害の賠償について

2 賠償の理由

令和3年7月1日午前10時20分頃、市公用車が、市道北泉田鶴田線を北進中、今藤歯科医院駐車場から後退してきた相手方車両左後方と本市車両左側サイドミラー及び左側部が接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

3 損害賠償の額

40,160円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

報第14号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

専第12号 損害の賠償について
(令和3年8月25日専決)

令和3年9月7日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第180条第2項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月25日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名

損害の賠償について

2 賠償の理由

令和3年5月18日午前9時頃、 の車両が、農道下津留線（東間上町）を走行中、農道横の用水路グレーチングを跳ね上げ、車両下部の燃料タンクが損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

3 損害賠償の額

133,287円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

